建設コンサルタント等に係る登録業種や登録地区の追加について

独立行政法人都市再生機構

　新たに測量法等に基づく登録をしたこと等により登録業種の追加を希望する場合や、登録地区の追加を希望する場合には、次の書類を提出してください。

**○　登録業種の追加を希望する場合**

１ 提出書類

 (1)　競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式１】

 (2)　建設コンサルタント等登録業種追加申請書…【様式２－１～３】

 (3)　追加希望業種に係る技術者経歴書…【様式３】

 (4)　追加希望業種に係る法律上必要とする登録証明書等

申請者が測量法（昭和24年法律第188号）第55条の８第１項による書類の写し若しくは建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第７条第１項、地質調査業者登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第718号）第７条第１項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）第７条第１項による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認を受けた現況報告書の副本の写し（抜粋ではなく副本全体）を提出すれば、(3)の書類の提出を省略することができます（ただし、追加希望業種が各登録規定に定める登録部門の範囲内である場合に限ります。）。また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書（様式３）を提出してください。

(5)　委任状…【様式５】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

(6) 送付前チェックシート

(7)　受理票…【様式６】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入してください。

２ 建設コンサルタント等登録業種追加申請書（様式２－１～３）の記入要領

 (1)　「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号７ケタを記入してください。

 (2)　「１ 追加希望業種に係る登録を受けている事業」

追加希望業種区分に係る登録を受けている事業（建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントについては、建設省告示の登録規程による登録をいいます。）について、登録年月日を西暦表示（例：令和６年10月1日→2024年10月01日）で記入してください。なお、**追加希望業種に係るもの以外は記入しないでください**。

 (3)　「２ 建設コンサルタント及び補償コンサルタントの登録部門」

　　　(2)において建設コンサルタント又は補償コンサルタントの欄に登録年月日を記入した場合、登録を受けている部門について、次表の登録部門に対応する番号に「○」印を付してください。

|  |
| --- |
|  |
| 番　号 | 登 録 部 門 | 番　号 | 登 録 部 門 | 番号 | 登 録 部 門 |
| １ | 河川、砂防及び海岸・海洋 | ２ | 港湾及び空港　　　 | ３ | 電力土木　　　　　 |
| ４ | 道路 | ５ | 鉄道 | ６ | 上水道及び工業用水道 |
| ７ | 下水道 | ８ | 農業土木 | ９ | 森林土木 |
| 10 | 水産土木 | 11 | 廃棄物 | 12 | 造園 |
| 13 | 都市計画及び地方計画 | 14 | 地質 | 15 | 土質及び基礎 |
| 16 | 鋼構造物及びｺﾝｸﾘｰﾄ | 17 | トンネル | 18 | 施工計画、施工設備及び積算 |
| 19 | 建設環境 | 20 | 機械 | 21 | 電気電子 |
|  |
| 番号 | 登 録 部 門 | 番号 | 登 録 部 門 | 番号 | 登 録 部 門 |
| 22 | 土地調査 | 23 | 土地評価 | 24 | 物件 |
| 25 | 機械工作物 | 26 | 営業補償・特殊補償 | 27 | 事業損失 |
| 28 | 補償関連 | 29 | 総合補償 |  |

 (4) 「３ 追加希望業種に係る年間平均実績高及び登録希望地区」

　　①　**「直前２年度分決算」、「直前１年度分決算」及び「直前２か年間の年間平均実績高」の各欄には、追加登録を希望する業種区分についてのみ記入してください**。

　　②　「直前１年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去１年間の決算を、「直前２年度分決算」とは直前１年度分決算の前の１年間の決算を、「直前２か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を２で除して得た額であり、千円未満を四捨五入したもの）をそれぞれいいます。

　　　　なお、決算が１事業年度１回の場合には、「直前２年度分決算」及び「直前１年度分決算」の各欄のうち右側欄のみ記入してください。

　　③　**各々の金額については、消費税を含まない額とします**。

　　④　「登録希望地区」欄については、**追加希望業種区分に係る登録を希望する地区の欄に○を記入してください**。

〔注１〕追加希望業種区分については、「別表１　業種区分」を参照してください。

〔注２〕追加希望業種の年間平均実績高については、当初の申請において提出された業種区分との合計額が損益計算書に基づく実績高を超えない範囲で認定します。そのため、申請した年間平均実績高全額が審査対象となるわけではありません。

 (5)　「４ 有資格者数（人）」

　　　該当する資格等について、審査基準日現在における該当職員数（常勤職員のみ）を記入してください（各欄の数字は右詰めとします。）。なお、一人で２以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、一人で同一種類である「１・２級」又は「士・士補」の両方の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。

　〔注１〕技術士「建設部門」

　　　・　選択科目が（土質及び基礎）以外の人数を「建設部門」欄に、そのうち、（　）書きの科目を選択科目とする人数（建設部門の内数）をそれぞれ（　）の欄に、（土質及び基礎）を選択科目とする人数（建設部門の外数）を「地質調査」欄に記入してください。

　〔注２〕技術士「環境部門」

　　　・　技術士「環境部門」の総数を「環境部門」欄に、そのうち、（自然環境保全）を選択科目とする人数（環境部門の内数）を（自然環境保全）欄に記入してください。

　〔注３〕技術士「応用理学部門」

　　　・　選択科目が（地質）の人数を「地質調査」欄に記入してください。それ以外の場合は記入不要です。なお、〔注１〕により「地質調査」欄に記入する人数がある場合は、合算した人数を記入してください。

　〔注４〕ＲＣＣＭ

　　　・　ＲＣＣＭの資格者総数を「ＲＣＣＭ」欄に、そのうち、（　）書きの専門技術部門の人数をそれぞれ（　）の欄に記入（ＲＣＣＭの内数）してください。

(6)　「５ 営業所の所在地」

　　　追加希望業種区分に係る登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を１つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

1. 「所在地」の丁目、番地は「－」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。

　　②　「電話・ＦＡⅩ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡⅩ番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－」（ハイフン）で区切って記入し、（　）（カッコ）は用いないでください。ＦＡＸ番号を持っていない場合は、「－」（ハイフン）と記入してください。

　　③　追加希望業種区分の登録希望地区が既に登録している業種と同地区での登録となる場合（下記の例示参照）、所在地の欄に「変更なし」と記入し、電話番号・FAX番号欄は空欄にしてご提出ください。

　　　　例）当初、「東日本」、「中部」地区で「補償」の業種で登録した後、

　　　　　　追加で「中部」地区において「調査」の業種を登録する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　 地　区業　種 | 東日本 | 中部 | 関西 | 九州 |
| 補　償 | ○ | ○ |  |  |
| 調　査 |  | ● |  |  |

④　業種追加を希望する地区について、登録済みの営業所を変更する場合には競争契約参加資格審査申請書変更届【様式１】に「営業所変更」と記載のうえ、所在地の欄に変更後の住所を記入してください。

**○　登録地区の追加のみを希望する場合**

１ 提出書類

(1)　競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式１】

(2)　建設コンサルタント等登録地区追加申請書…【様式４－１・４－２】

(3)　委任状…【様式５】　※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

（4） 送付前チェックシート

(5)　受理票…【様式６】　※電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。郵送の場合、必要な分の切手を貼付したはがきに送付先を記入してください。

２ 建設コンサルタント等登録地区追加申請書（様式４－１・４－２）の記入要領

 (1)　「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号７ケタを記入してください。

 (2)　「登録希望地区」欄については、登録を希望する地区の欄に○を記入してください。

 (3)　「営業所の所在地」

　　　登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を１つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

1. 「所在地」の丁目、番地は「－」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。

　　②　「電話・ＦＡⅩ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡⅩ番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「－」（ハイフン）で区切って記入し、（　）（カッコ）は用いないでください。ＦＡＸ番号を持っていない場合は、「－」（ハイフン）と記入してください。

　　③　既に登録している業種の登録地区と同地区での登録となる場合及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

　　　　例）当初、「補償」の業種で「東日本」、「中部」地区を登録、「調査」の業種で「東日本」地区を登録した後、追加で「調査」の業種を「中部」地区で登録する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　 地　区業　種 | 東日本 | 中部 | 関西 | 九州 |
| 補　償 | ○ | ○ |  |  |
| 調　査 | ○ | ● |  |  |

　　　　　　このような場合には「営業所の所在地」の記載は不要です。

**○　提出方法**

電子メール方式により受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に資格審査担当（電話096-288-1652）に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。詳細については別表２の申請方法及び宛先の記載に従い、『１　提出書類』に記載の申請書類をご提出ください。**郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください**。なお、手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

以 上

別表１　業種区分

|  |  |
| --- | --- |
| 業種区分 |  |
| 測　　量 | 測量 |
| 土質調査 | 土質調査 |
| 建築設計 | 建築関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（都市計画、団地計画、意匠、構造、積算、機械、電気、汚水処理施設、設計意図伝達等） |
| 建築監理 | 建築関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等） |
| 土木設計 | 土木関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（鋼構造コンクリート、河川、道路、施工方法、施工設備、下水道、造園、都市計画、地方計画、積算、換地設計等） |
| 土木監理 | 土木関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等） |
| 補　　償 | 補償関係コンサルタント業務（物件・権利調査、事業関連調査、不動産鑑定、登記手続等） |
| 調　　査 | 建築・土木関係建設コンサルタント業務のうち上記以外のもの（事業の計画又は工事の施工に関する調査、検討等） |

別表２　電子メール・文書郵送方式の申請方法及び宛先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道 | 本　社 | 　**電子メール方式で申請してください。**[**https://www.ur-net.go.jp/order/info.html**](https://www.ur-net.go.jp/order/info.html)**※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。****＜申請ガイドリンク＞**[**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido\_ver2.0.pdf**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido_ver2.0.pdf)**ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。****〒８６０－０８０４****熊本市中央区辛島町5-1****日本生命熊本ビル12階****独立行政法人都市再生機構****令●・●コンサルタント審査担当****電話096-288-1652****※持参等によるご来訪はご遠慮願います。** |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |

１　東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。

２　各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。

**３　手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。**

〔注〕

・格納サイトの移行に伴い、格納日によってアップロードの制限に変更がございます。

＜2025年7月18日以前に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大2GB

・アップロードできるファイル数：無制限（但し、ファイルの総容量が2GB以下）

＜2025年7月22日以降に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大1.9GB

・アップロードできるファイル数：最大20個

※ 上記の制限によりアップロードが困難な場合は、資格審査担当（電話：096-288-1652）までご連絡ください。

※ なお、移行が延期となった場合は、当機構のホームページにて、あらためて移行に関する情報をご案内いたします。

・電子メール方式により申請する場合には、受理通知は申請メールの送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

・添付書類等に疑義がある場合は、内容確認のため資格審査担当から担当者へ連絡させていただく場合があります。

・申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

　※追加業種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

・最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。